



かゆいところに手が届く！

- 多摩・島しょ自治体お役立ち情報 -

市町村職員が日頃の業務で感じている疑問や他の自治体や民間企業の動向など、知りたいと考えている事項について、東京市町村自治調査会が調査し、問題点や課題などを明らかにすることを目的に実施しています。

公立中学校における部活動の地域連携・地域移行について

調査課 阿部 大樹（東村山市派遣）

1. はじめに

公立中学校における部活動は、これまで教育課程外の活動として、主に教員が指導や運営の中心を担ってきました。

しかし、教員の長時間勤務が社会的課題となる中、働き方改革に沿った教員の負担軽減が急務となっています。また、少子化の進行により学校単独では維持が困難な部活動が生じているほか、地域全体で生徒の豊かで幅広い活動機会を確保していくための体制整備も課題となっています。こうした社会情勢を踏まえ、部活動の在り方について見直しが迫られています。

このような背景のもと、国は学校部活動の地域連携・地域移行に関する方針を示し、段階的に進めていくこととしています。東京都においても、国の方針を踏まえつつ、地域の実情に応じた取組が推進されており、多摩・島しょ地域自治体でも、推進計画の策定やモデル事業の実施など、具体的な動きが広がりつつあります。

本稿では、国及び東京都のガイドライン等で示されている方針の概要を整理した上で、多摩・島しょ地域自治体を対象としたアン

ケート調査の結果とともに、現在の取組状況や課題を整理します。さらに、先進的な取組として栃木県佐野市の事例を取り上げ、地域連携・地域移行の実践における工夫や成果を紹介します。

2. 国・東京都ガイドラインについて

(1) 部活動の意義と地域移行が求められる背景

中学校における部活動は、中学校学習指導要領において、「スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意するもの」と位置づけられています。このように、部活動は生徒の心身の成長を支える重要な教育活動であり、長年にわたり学校教育の中で大きな役割を果たしてきました。

しかし近年、少子化の進行による部員数の減少や教員の長時間勤務の常態化、競技経験のない教師が指導を担わざるを得ないケースも増えており、学校単独で従来どおりの部活動運営を維持することが難しくなっています。

(2) 国の動向とガイドライン

こうした背景のもと、2018（平成30）年から部活動改革が進められてきました。当初は「働き方改革」の観点から教員の負担軽減を目的とした取組が中心でしたが、近年は「生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実する」ことがより重視されるようになっていきます。

図表1 国のガイドライン改定の経緯

- ①2018(平成30)年
「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁)
「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(文化庁)
- ②2020(令和2)年
「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」(文部科学省)
- ③2022(令和4)年
「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(スポーツ庁、文化庁)
- ④2025(令和7)年
「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議最終とりまとめ」(スポーツ庁、文化庁)

<出典>筆者作成

①2018年に公表された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン¹」では、運動部活動を持続可能なものとするため、速やかに抜本的な改革に取り組むことが求められました。

同年には文化庁より「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン²」も公表され、スポーツと文化芸術の双方で改革が開始しました。

②2020年に文部科学省が「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革³」を公表し、「休日の部活動の段階的な地域移行」や「合理的で効率的な部活動の推進」といった方策が示されました。

③2022年の「運動部活動の地域移行に関する検討会議」にて、「少子化の中でも、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保」することが目指すべき姿であると提言されました。この方向性は、学校の働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にも資するものであると述べられています。

検討結果を踏まえ、2018年に策定された運動・文化部活動それぞれのガイドラインを統合し、2022年12月に新たな「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン⁴」が策定されました。

本ガイドラインでは、学校部活動・新たな地域クラブ活動の在り方が示され、2023年度から2025年度までの3年間を「改革推進期間」とすることなどが定められました。

④2025年5月には、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」による最終とりまとめ⁵が公表されました。部活動改革の今後の方向性として、特に次のような点が示されています。

2 文化庁（2018）「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kondankaito/bunkakatsudo_guideline/h30_1227/pdf/r1412126_01.pdf）（2025年12月11日確認）

3 文部科学省（2020）「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」（https://www.mext.go.jp/sports/content/20200902-spt_sseisaku01-000009706_3.pdf）（2025年12月11日確認）

4 スポーツ庁・文化庁（2022）「学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_oripara-000026750_2.pdf）（2025年12月11日確認）

1 スポーツ庁（2018）「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1402624_1.pdf）（2025年12月11日確認）

5 地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議（2025）「「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ」（https://www.mext.go.jp/sports/content/20250516-spt_oripara-000042507_0202.pdf）（2025年12月11日確認）

- ・「地域移行」を「地域展開⁶」に名称変更
- ・2026（令和8）年度～2028（令和10）年度を「改革実行期間（前期）」
- ・2029（令和11）年度～2031（令和13）年度を「改革実行期間（後期）」
- ・現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に休日の地域展開等に着手する。

これらの提言を踏まえ、国はガイドラインの改訂を予定しており、改革の理念や方向性は今後さらに整理される見込みです。

（3）東京都のガイドライン・推進計画の概要

東京都は、国の動向を踏まえつつ、都内の多様な地域特性に応じて部活動の地域連携・地域移行を推進するため、ガイドライン⁷と推進計画⁸をそれぞれ策定しています。

ガイドラインや推進計画で示されている、区市町村が検討すべき「地域連携・地域移行に向けた推進目標⁹」達成に向けた代表的な取組例と東京都の主な支援策について一部紹介します。

I 区市町村が検討すべき主な取組項目

①運営団体・実施主体の整備充実

総合型地域スポーツクラブ、クラブチーム、文化芸術団体、民間事業者、大学、保護者会等、多様な団体が運営主体となり得ることを想定し、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備拡充を支援する。

6 「地域展開」と名称を変更することが実行会議最終とりまとめで発表されましたが、ガイドラインでは正式に記載されていないため、本稿では「地域移行」と表記しています（アンケートの章では、「地域展開」と併記しています。）。

7 東京都（2023）「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」（<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kyoiku/0424>）（2025年12月10日確認）

8 東京都（2025）「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画 令和7年3月改訂版」（<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kyoiku/-36>）（2025年12月10日確認）

9 令和7年度末までに、都内全ての公立中学校等で、地域や学校の実態に応じ、地域連携・地域移行に向けた取組が行われていることを目指すとともに、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築を、段階的かつ可能な限り早期に実現していく。

②関係者間の連携・検討体制の構築

区市町村の地域スポーツ・文化振興、生涯学習・社会教育、学校設置・管理運営の関係部署に加え、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等が参画する協議会を設置する。

年間活動計画の共有、事故等の対応を含む管理責任主体の明確化など、定期的な情報共有と連絡調整を行い、連携体制を整備する。

また、アンケートなどを通じて生徒のニーズを把握しながら、部活動の地域連携・地域移行の在り方等を検討し、その状況を随時ホームページ等で公開する。

③指導者の質の保障・量の確保

生徒に適した環境を整備するため、専門性を有する指導者の確保に努めるとともに、各団体と連携して指導者の養成や資質向上の取組を推進する。

また、指導者の量を確保するため、退職教員、教員等の兼職兼業、企業関係者、スポーツ推進委員、大学生や保護者など幅広い人材を登用できる仕組み（人材バンクの充実等）を整備する。

④活動場所

学校施設の管理運営について、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する団体等に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。

営利を目的とした学校施設の利用を認めない規則の制定や運用を行っている場合は、利用規則の改善も検討するなど、地域クラブが利用しやすい環境づくりに努める。

⑤会費設定と保護者等の負担軽減

会費を設定する場合は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、地域クラブ活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会

費の設定に努める。

その際、地元の企業等の協力を得て、施設の利用や設備・用具・楽器等の支援を受けられる体制を整備するなど家庭の参加費用の負担軽減に資する取組等を推進する。

⑥保険の加入

地域クラブ活動の指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

⑦段階的な体制の整備

直ちに体制を整備することが困難な場合は、当面、学校部活動の地域連携として、必要

に応じて拠点校方式による合同部活動も導入しながら、地域の協力を得て、部活動指導員や外部指導者を適切に配置し、生徒の活動環境を確保する。必要に応じて、コーディネーターを配置し、学校・地域間の調整役として機能させる。

⑧総合的・計画的な取組

段階的な推進に向け、協議会での議論を踏まえて計画等を策定し、地域におけるスポーツ・文化芸術環境の方針、具体的な取組内容、生徒や地域社会に期待される効果、推進スケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得られるよう取り組む。

図表2 区市町村が検討すべき主な取組項目

項目	内容
① 運営団体・実施主体の整備充実	運営主体となり得る多様な団体への体制支援
② 関係者間の連携・検討体制の構築	協議会設置による連絡・検討体制の整備、生徒のニーズ把握、情報公開
③ 指導者の質の保障・量の確保	指導員の研修、教員等の兼職兼業促進、人材バンクの整備
④ 活動場所	学校や公共施設の柔軟な利用
⑤ 会費設定と保護者等の負担軽減	低廉な会費設定、企業協力など
⑥ 保険の加入	事故対応
⑦ 段階的な体制の整備	拠点校方式による合同部活動の実施、コーディネーター配置など
⑧ 総合的・計画的な取組	計画策定と周知・理解促進の取組

〈出典〉東京都ガイドライン・推進計画より筆者作成

II 東京都の主な支援策

図表3に示した東京都の支援策は、区市町村が地域連携・地域移行を進める際の後押しとなるものです。

特に、指導者確保に関しては、TEPROサポーターバンク¹⁰の活用や大学との連携、指導者研

修など、自治体単独では実施が難しい取組を広域的に支援する仕組みづくりが計画されています。

また、コーディネーター配置、指導者への謝金に関する支援は、自治体が体制整備を進める上で大きな課題となる財政面で負担を軽減

¹⁰ 支援を求める都内公立学校に、学習支援、部活動支援、教職員の事務支援等、様々な分野の登録サポーターを、TEPRO（公益財団法人東京都教育支援機構）が紹介する事業

する役割を果たします。さらに、シンポジウムや情報交換会を通じてノウハウを共有することで、他自治体の先進的事例を学びながらそれぞれの自治体の取組を発展させる機会となります。

推進計画には、区市町村が学校部活動の地域連携・地域移行を推進する上でのチェックリストが示されていますので、検討の際は是非ご活用ください。

図表3 地域連携・地域移行の推進に向けた東京都の主な支援策

分類	主な支援内容
組織・連携支援	区市町村との情報交換会開催、部活動検討委員会による計画協議、シンポジウムの開催
指導者確保・育成	TEPROサポーターバンク事業、大学連携、部活動指導員研修、兼業兼職の環境整備、都立学校での実証事業
財政支援	コーディネーター配置、協議会・説明会開催、指導者への謝金、課題把握の調査費等

<出典>東京都推進計画より筆者作成

3. 多摩・島しょ地域自治体のアンケート結果について

多摩・島しょ地域自治体における部活動の地域連携・地域移行の導入状況についてアンケートを行いました。

本アンケートでは、部活動の地域連携・地域移行(地域展開)に関する取組を「部活動の地域連携等」と総称した上で、実施しております。

◆多摩・島しょ地域自治体アンケート調査
 対象自治体：多摩・島しょ地域39市町村
 回答数37/39市町村
 対象部署：部活動の地域連携・地域移行の主管課
 調査基準日：2025年10月1日時点
 実施時期：2025年10月2日～10月22日

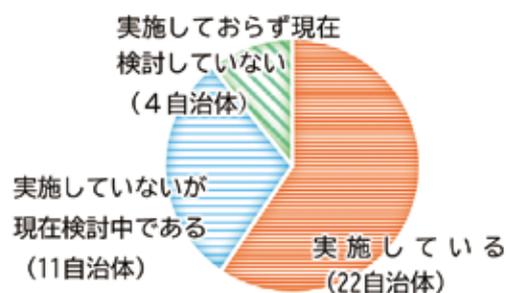
(1) 実施の有無について

図表4のとおり、「実施している」が22自治体、「実施していないが現在検討中である」が11自治体、「実施しておらず現在検討していない」は4自治体でした。回答のあった自治体のうち、検討中を含めると約9割にあたる33自治体が「部活動の地域連携等」に取り組

んでいることが分かりました。

なお、以降の図表5から図表15については、「実施している」または「実施していないが現在検討中である」と回答した自治体のみ回答しています。

▼図表4 部活動の地域連携等に関する進捗状況
 【選択式・単一回答】N = 37



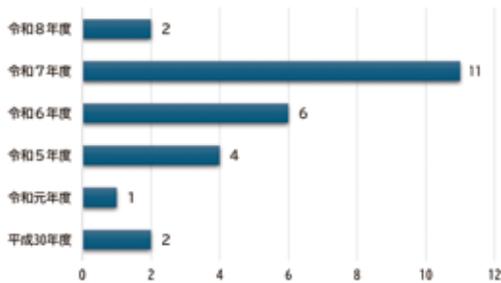
(2) 実施している・検討中自治体について

図表5のとおり、「令和7年度」から部活動の地域連携等の取組を開始したのが11自治体と最多でした。次に多いのが、「令和6年度」から開始した6自治体でした。

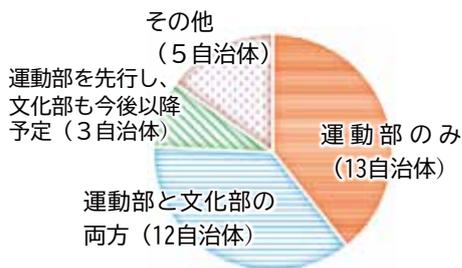
図表6のとおり、部活動の地域連携等を行った部活動について、「運動部のみ」が13自治体、「運動部と文化部の両方」が12自治体

と、この2つのパターンが多いことが分かりました。その他は、「実証実験中なので、どの部活動とは答えられない」「ごく一部の部活動のみ」といった回答があり、「文化部のみ」「文化部を先行し、運動部も今後以降予定」と回答した自治体はありませんでした。

▼図表5 部活動の地域連携等開始時期
【選択式・単一回答】N = 26

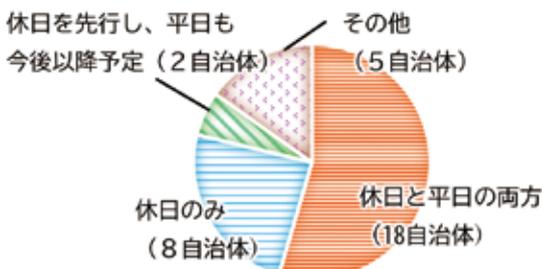


▼図表6 部活動の地域連携等を行った部活動
【選択式・単一回答】N = 33



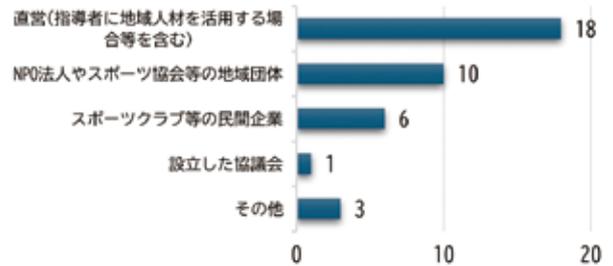
図表7のとおり、部活動の活動日について、「休日と平日の両方」が18自治体と最多でした。その他は、「学校ごとの状況に合わせて実施」「実証実験のため、休日と平日の両方の場合がある」といった回答がありました。

▼図表7 地域連携等を実施した部活動の活動日
【選択式・単一回答】N = 33



図表8のとおり、地域連携等を行った部活動の運営主体について、「直営（指導者に地域人材を活用する場合等を含む）」が18自治体と最多でした。その他は、「各校で部活動指導員や外部指導員へ指導依頼」「小規模のスポーツ団体」といった回答がありました。

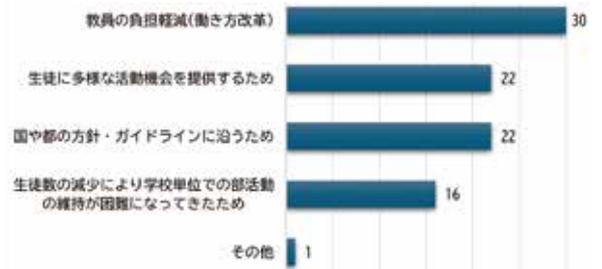
▼図表8 地域連携等を実施した部活動の運営主体
【選択式・複数回答】N = 33



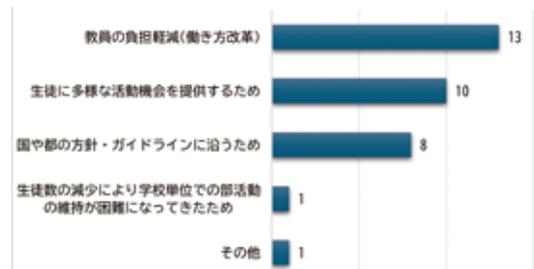
図表9のとおり、地域連携等を実施した理由については、複数回答が可能であったこともあり、理由はさまざまですが、「教員の負担軽減(働き方改革)」が30自治体と最多でした。

そのうち、図表10のとおり、一番大きな理由としては、「教員の負担軽減(働き方改革)」が13自治体、「生徒に多様な活動機会を提供するため」が10自治体でした。

▼図表9 地域連携等を実施した理由
【選択式・複数回答】N = 33



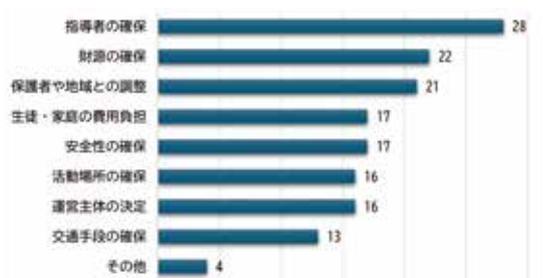
▼図表10 図表9のうち一番大きな理由
【選択式・単一回答】N = 33



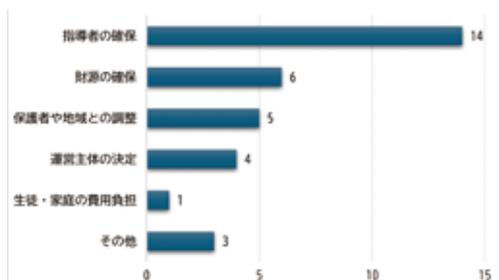
図表11のとおり、実施するにあたって困難だったことについては、回答の多かった順に「指導者の確保」が28自治体、「財源の確保」が22自治体、「保護者や地域との調整」が21自治体でした。

そのうち、図表12のとおり、一番困難だったことは、「指導者の確保」が14自治体と最多でした。その他は、「拠点校方式による部活動を実施するに際して、拠点校及び実施部活動について中学校長会と調整すること」「何の種目を、どのように実施するか形作ること」といった回答がありました。

▼図表 11 実施するにあたって困難だったこと
【選択式・複数回答】N = 33

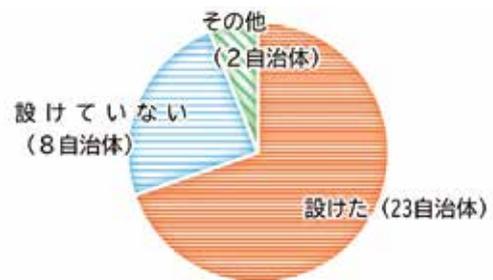


▼図表 12 図表 11 のうち一番困難だったこと
【選択式・単一回答】N = 33



図表13のとおり、ガイドラインや推進計画の策定については、「設けた」が23自治体と約7割を占めました。その他は、「一部策定している」「推進計画の中間まとめを令和7年2月に策定した。令和8年2月末に推進計画を策定予定。」といった回答がありました。

▼図表 13 ガイドラインや推進計画の策定
【選択式・単一回答】N = 33



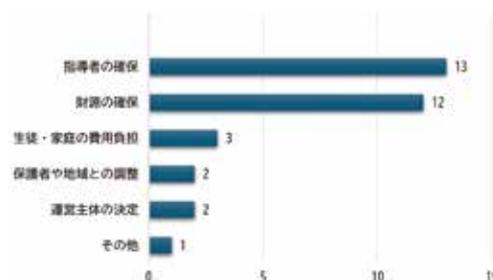
図表14のとおり、今後の課題・必要な支援については、回答の多かった順に「指導者の確保」が31自治体、「財源の確保」が28自治体、「保護者や地域との調整」「生徒・家庭の費用負担」が24自治体という結果でした。

そのうち、図表15のとおり、一番大きな課題・必要な支援については、「指導者の確保」が13自治体、「財源の確保」が12自治体と、この2つが自治体にとって大きな課題であると認識していることが分かりました。

▼図表 14 今後の課題・必要な支援
【選択式・複数回答】N = 33



▼図表 15 図表 14 のうち一番大きな課題・必要な支援
【選択式・単一回答】N = 33



(3) 検討していない自治体について

図表16のとおり、導入を検討していない理由について、全4自治体が「予算や人員が不足している」と回答しました。その他は、「地域のスポーツクラブ等、部活動との連携先がないため」「地域移行（地域展開）を積極的に行いたいが、指導を行う人材や受け入れ団体自体が不足しており、且つそれをコーディネートする自治体の職員が不足しているため進捗しない。」といった回答がありました。

また、今後検討するにあたり、知りたい情報や必要な支援については「指導者不足を補う支援」という回答がありました。

▼図表 16 導入を検討していない理由
【選択式・複数回答】N = 4



4. 取組事例—栃木県佐野市の事例

本稿では、市立中学校・義務教育学校における休日の全部活動を地域クラブ活動へ移行する取組を進めている、栃木県佐野市の事例を取り上げます。

佐野市は、関東平野の北端、栃木県南西部に位置する人口112,031人¹¹の自治体です。

同市は、令和3年度からスポーツ庁の「地域運動部活動推進事業」、文化庁の「地域部活動推進事業」に県を通して参加し、拠点校（地域）として、休日の部活動の地域移行に向けた実践研究を始めました。

その後、佐野市部活動地域移行推進協議会の設置や「部活動地域移行推進計画《佐野モ

デル》¹²」の策定を経て、令和7年9月から、試行的に市立中学校・義務教育学校における休日の全部活動を地域クラブ活動へ移行し、令和8年度からの本格実施を目指しています。

(1) 取組内容と推進体制

市内8校（中学校6校、義務教育学校2校）のうち、運動部・文化部において、休日に活動がある91部活を対象として地域移行を実施しています。

休日の地域クラブの活動回数は、毎週継続して指導できる指導者の確保が困難であることから、月2回実施しています。

地域クラブ活動の運営については、地元のスポーツ団体であるNPO法人たぬまアスレチッククラブ(以下、「運営団体」という)と業務委託契約を締結し、事業を実施しています。

市教育委員会は、部活動地域移行に関する計画の策定、予算編成と執行、国への報告書作成、補助金申請、地域や保護者への説明や周知といった一連の業務を担い、地域移行の基盤づくりを進めています。

(2) コーディネーターの配置

市の取組の特徴として、コーディネーターを配置したことが挙げられます。令和5・6年度は1名、令和7年度は2名体制で、いずれも市の会計年度任用職員(常勤・週5日勤務)として市教育委員会と運営団体を補完する役割を担っています。

事業の実施初期は、学校や保護者との連絡調整、指導者確保、情報発信といった業務に対して、市教育委員会と運営団体の担当者だけでは十分な体制が確保できませんでした。そこで、学校現場に精通した元校長をコーディネーターとして登用しました。これらの業務の他、課題対応など、実務の中心的役割を担っています。

11 2025年12月1日現在

12 栃木県佐野市(2024)「部活動地域移行推進計画《佐野モデル》」(<https://www.city.sano.lg.jp/material/files/group/71/SanoModel.pdf>) (2025年12月11日確認)

(3) 指導者の確保・育成

指導者については、コーディネーターを中心に運営団体と連携して多様な人材の確保に取り組んでいます。

指導者は、教職員・市職員の兼業、県の地域クラブ活動指導者バンク登録者、運営団体からの推薦者など約90名在籍しています。そのうち教職員が33名と約3割を占めています。

応募者の人柄や指導実績の見極めが難しいことから、指導者の公募による採用は実施していません。コーディネーターや運営団体が人選する方式で適任者を選任しています。

指導内容は各指導者に委ねていますが、事前に生徒指導上の留意点に関する研修、救命救急研修や個人情報に関する研修等を実施し、資質向上を図っています。

(4) 財源・費用負担について

この事業の経費には、国・県からの実証事業委託料を主な財源とし、一部は市の一般財源を充てています。令和7年度の国・県との当初委託契約金額は、運動部が約1,800万円、文化部が約500万円です。現時点では会費や保険料等の利用者負担を求めています。

なお、実証事業は令和7年度で終了します。令和8年度以降については、国や県の補助金を活用しますが、市の財源からの支出が増えることになり、今後の財源確保が重要な課題となっています。

(5) 取組の成果・効果

ほとんどの部活動が地域クラブ活動へ移行できたことは大きな成果です。

市は、教職員の働き方改革を契機として部活動の地域移行に関する取組を始めましたが、休日の部活動指導時間が約27%削減され、教職員の負担軽減に成果が見られました。特に、月2回の休日の活動により、教職員の土日の連続休暇が確保されたことは、単なる時間削減以上の効果があったと考えられます。

また、地域のスポーツ団体や文化芸術団体と関わりが増え、従来以上に連携が進みました。一方で、指導や普及を目的とした団体ばかりではないため、地域クラブ活動の指導者人材の継続的な確保は課題の一つです。

生徒の活動機会に関しては、現在は学校部活動を地域クラブ活動に置き換える段階にあり、多様な選択肢の提供にはまだ至っていません。学校によって、参加可能な地域クラブが異なるため、将来的には幅広い地域クラブに参加できる仕組みの整備が必要と考えています。

(6) 課題と対応策

生徒が希望する活動に参加する機会の確保、適切な安全管理、運営団体の体制強化、大会参加の調整、休日の学校施設の利用、学校との連絡体制、利用者負担の在り方など課題は多岐にわたりますが、大きな課題としては、指導者の確保と財源の確保です。

指導者については、コーディネーターを中心とした取組により、約90名の指導者を確保できていますが、1名体制で指導している地域クラブ活動も多く、十分な指導体制が整っているとはいえません。

今後は、これまでの実践や国のガイドライン等を踏まえつつ、応募資格の要件化も視野に入れ、持続可能な指導者確保の仕組みづくりを検討していく必要があります。

財源の確保についても、依然として課題であり、将来的には一定の利用者負担の在り方についても検討が必要です。

財源確保の一環として、令和7年度にクラウドファンディングを実施し、約835万円の支援が集まりました。今後もこのような手法を適宜活用しながら、財源面の課題解決に取り組んでいく方針です。

また、現在の推進計画は令和7年度までを対象としているため、今後は国の新たなガイドライン（令和7年12月）を踏まえ、令和8年10月を目途に計画の改定に着手することを

検討しています。

(7) これから導入を検討・実施する自治体へのアドバイス

部活動の地域移行は、あくまで手段であり、目的ではありません。目的は、生徒に豊かなスポーツ・文化芸術活動を提供し、持続可能かつ多様性のある活動環境を整えることです。

国のガイドラインの方向性を踏まえつつ、最終的には部活動がすべて地域クラブ活動に置き換わることを見据え、ロードマップを含めた明確な目標設定が重要です。

特に、小規模な学校では、部活動維持が困難になっており、この改革は喫緊の課題です。

生徒に多様な活動機会を保障するためには、各自治体が地域の実情に応じて、何を優先的に整えるべきか考えて取り組むことが求められます。

図表 17 広報での部活動地域移行の取組紹介



特集 変わる部活動 ～地域で子育てする社会を目指して～

中学生が学校生活で最も楽しみにしていることの1つが、部活動ではないでしょうか。現在、その部活動の事情が保護者世代の間で変わってきています。少子化や教員の働き方改革の影響を見据え、部活動を地域での活動に変えようとする動きが国主導で進みつつあります。
今回の特集では、市内での地域移行の事例とともに、中学生や指導者、教育関係の声を紹介します。



<出典>佐野市公式ウェブサイト

5. おわりに

本稿では、国及び東京都のガイドライン・推進計画の動向、多摩・島しょ地域39自治体を対象としたアンケート調査結果、さらに栃木県佐野市の実践事例を紹介しました。

多摩・島しょ地域自治体のアンケート結果からは、多くの自治体で地域連携等の取組が進みつつある一方で、「指導者の確保」「財源の確保」が共通かつ大きな課題となっていることが分かりました。また、運営主体については「直営」が18自治体と多く、地域クラブが運営主体となる「地域移行」については、多くの自治体で実施に至っていない状況が分かりました。

今後は、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議最終とりまとめ」を踏まえ、2026年度～2028年度の「改革実行期間(前期)」の間に休日の地域展開等に着手することが求められています。

検討にあたっては、生徒や保護者のニーズ、既存の地域資源を丁寧に把握し、地域において「誰が・どのように担うのか」という運営主体の姿を具体的に描いていくことが必要であると考えます。その上で、段階的な推進に向けた計画を策定し、自治体としての明確なロードマップを地域に示すことが重要です。そして、国や東京都の財政支援・人材バンク・ノウハウ提供を積極的に活用しながら、運営主体の検討、指導者の確保・育成に向けた取組、コーディネーターの配置などを順次進めていくことが必要です。

取組の推進については、さまざまな手法が考えられますが、生徒の活動機会を確保するために、各自治体が地域の実情に応じて、何を優先的に整備すべきかを考えながら取り組むことが重要であると考えます。

本稿が、今後の議論や検討を深く進める上での一つの手がかりとなり、参考となれば幸いです。